

【配付資料】

- ・ 次 第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 規約

- ・ 資料-1 第 11 回由良川流域治水協議会
- ・ 資料-2 第 13 回由良川減災対策協議会 第 11 回由良川大規模内水対策部会
- ・ 資料-3 第 10 回京都府由良川圏域減災対策協議会
第 10 回京都府二級圏域減災対策協議会
- ・ 資料-4 「由良川減災対策協議会」『由良川の取組方針』更新による
次期 5 カ年の取組について

第11回 由良川流域治水協議会
 第13回 由良川減災対策協議会（第11回 由良川大規模内水対策部会）
 第10回 京都府由良川圏域減災対策協議会 第10回 京都府二級圏域減災対策協議会
 出席者名簿

機関名	委員	出席者	備考	備考（各協議会の委員は○）			
				由良川流域治水協議会	由良川減災対策協議会	京都府由良川圏域減災対策協議会	京都府二級圏域減災対策協議会
福知山市	市長	市長 オオハシ カズオ 大橋 一夫		○	●	○	
舞鶴市	市長	副市長 フクダ トヨアキ 福田 豊明		○	●	○	○
綾部市	市長	副市長 イワモト マサノブ 岩本 正信		○	●	○	
宮津市	市長	副市長 イマイ シンジ 今井 真二		○	●	○	○
京丹後市	市長	副市長 ナカニシ カズヨシ 中西 和義					○
南丹市	市長	市長 ニシムラ ヨシタカ 西村 好高		○		○	
京丹波町	町長	副町長 ヤマモリ エイジ 山森 英二		○		○	
伊根町	町長	副町長 ウエヤマ トミオ 上山 富夫					○
与謝野町	町長	町長 サガ トシヒロ 佐賀 利裕					○
丹波篠山市	市長	まちづくり部 地域整備課長 フルヤ シゲキ 古谷 重樹	WEB参加	○			
丹波市	市長	建設部 土木総務課長 カガヤマ アツシ 加賀山 敦	WEB参加	○			
京都地方気象台	台長	次長 サカジ タダシ 坂地 忠		○	●	○	○
神戸地方気象台	台長	次長 クマタニ タツヤ 熊谷 達也	WEB参加	○			
農林水産省 近畿農政局 農村振興部	洪水調節機能強化 対策官	洪水調節機能 強化対策官 ナス タカオ 那須 隆夫	WEB参加	○			
林野庁 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所	所長	所長 ノザワ トモアキ 野澤 智明		○			
環境省 近畿地方環境事務所	環境対策課長	欠席		○			
大野ダム総合管理事務所	所長	所長 カノウ センイチ 加納 仙一				○	
南丹土木事務所	所長	所長 コマツ ヤスヒコ 小松 靖彦				○	
中丹東土木事務所	所長	所長 イチハラ タカシ 市原 隆				○	○
中丹西土木事務所	所長	所長 ヤナギハラ ケンジ 柳原 健二				○	
丹後土木事務所	所長	所長 ナンゴウ アツシ 南郷 篤				○	○
兵庫県 土木部	総合治水課長	総合治水課長 ヒライ カツヒサ 平井 克尚	WEB参加	○			
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局	局長	局長 アンベ イサオ 安倍 功	WEB参加	○			
西日本旅客鉄道株式会社	京滋支社長	主査 スズキ タケン 鈴木 武志			○		
WILLER TRAINS株式会社	代表取締役	安全監査室 室長 マスイ カツシ 増井 克至			○		
福知山河川国道事務所	事務所長	事務所長 マツオカ カズナリ 松岡 一成		○	●	○	○ オブザーバー
京都府建設交通部	建設交通部長	建設交通部 理事 オクノ マサアキ 奥野 真章		○	●	○	○
京都府危機管理部	危機管理部理事	危機管理部 理事 ヤマモト ケンイチ 山本 健一				○	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター	所長	所長代理 マツモト ヨシヒロ 松本 好弘	WEB参加	○ オブザーバー	○ オブザーバー	○ オブザーバー	

※●は由良川減災対策協議会 由良川大規模内水対策部会の委員を兼ねる

由良川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「由良川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、由良川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者を追加及び参加させることができる。
- 4 協議会は、協議会の運営に必要な情報交換や各種検討・調整等を行うことを目的として、幹事会を設置する。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 由良川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 3 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果概要をホームページで公表するとともに、協議会へ報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和2年 8月28日から施行する。

令和2年12月 9日改正。

令和3年 3月25日改正。

令和4年 3月23日改正。

令和5年 5月30日改正。

令和8年 4月23日改正。

別表

機 関	構 成 員
福知山市	市長
舞鶴市	市長
綾部市	市長
宮津市	市長
南丹市	市長
京丹波町	町長
丹波篠山市	市長
丹波市	市長
京都府 建設交通部	理事
兵庫県 土木部	総合治水課長
農林水産省 近畿農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官
林野庁 京都大阪森林管理事務所	事務所長
気象庁 京都地方气象台	台長
気象庁 神戸地方气象台	台長
環境省 近畿地方環境事務所	環境対策課長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター	
近畿北陸整備局	局長
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	事務所長
(オブザーバー)	
関西電力株式会社 水力事業本部 京都水力センター	京都水力センター所長代理

(順不同)

由良川減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし、名称を「由良川減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、国、府、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、由良川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 的確な避難行動、水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップミーティングや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(部会等)

第6条 事務局は、第5条で作成する「地域の取組方針」に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ部会等を置くことができる。

2 部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、福知山河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月18日から施行する。
本規約は、平成29年11月17日から施行する。
本規約は、平成30年9月27日から施行する。
本規約は、令和元年5月31日から施行する。
本規約は、令和3年5月24日から施行する。
本規約は、令和5年5月30日から施行する。

別表 1

(協議会委員)

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長
気象庁 京都地方气象台長
京都府 建設交通部長
福知山市長
舞鶴市長
綾部市長
宮津市長
西日本旅客鉄道株式会社 理事 近畿統括本部京滋支社長 (福知山支店長)
WILLER TRAINS 株式会社 代表取締役社長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長

別表 2

(幹事会)

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 副所長
気象庁 京都地方气象台 防災管理官
京都府 建設交通部 砂防課長
京都府 中丹広域振興局 中丹西土木事務所長
京都府 中丹広域振興局 中丹東土木事務所長
福知山市 危機管理監
福知山市 建設交通部長
舞鶴市 市長公室長
舞鶴市 建設部長
綾部市 市長公室 危機管理監
綾部市 建設部長
綾部市 上下水道部長
宮津市 総務部長
宮津市 建設部長
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京滋支社 副支社長
WILLER TRAINS 株式会社 安全監査室長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長代理

由良川減災対策協議会 由良川大規模内水対策部会 規約

(名称)

第1条 この会議は、由良川減災対策協議会規約第6条第1項に基づき「由良川減災対策協議会（以下「協議会」という。）」内に設置する「由良川大規模内水対策部会（以下「部会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 部会は、由良川での平成29年台風21号及び平成30年7月豪雨等における内水による浸水被害を踏まえ、国、府、市等が連携・協力し、下流部輪中堤地区における孤立化を踏まえた内水による浸水被害軽減及び中流部の内水による浸水被害軽減対策を立案、実施することを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を部会に求めることができる。

(会議の公開)

第4条 部会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

(部会資料等の公表)

第5条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、福知山河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、平成30年9月27日から施行する。
本規約は、令和5年5月30日から施行する。

別表 1 (部会委員)

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

気象庁 京都地方气象台長

京都府 建設交通部長

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宮津市長

京都府由良川圏域減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の10に基づく「京都府由良川圏域減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、宮川、牧川、和久川、土師川、犀川、上林川、高屋川、その他由良川圏域内の京都府が管理する一級河川における堤防の決壊、越水等に伴う大規模な浸水被害や土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に備え、国、府、市町村等が連携して、減災のための目標を共有しハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより 施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生することを前提として、社会全体でこれらに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会の委員の同意を得て、必要に応じて「別表1」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、「別表2」の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて「別表2」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水や土砂災害による災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難行動、的確な水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、重要水防箇所の共同点検等の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(部会等)

第6条第5条で作成する「地域の取組方針」に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ協議会に部会等を置くことができる。

2 部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、会議の検討結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会、幹事会の庶務を行うため、京都府建設交通部砂防課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1 本規約は、平成29年5月31日から施行する。

2 本規約は、一部を改正し平成29年12月18日から施行する。

3 本規約は、一部を改正し令和元年5月31日から施行する。

4 本規約は、一部を改正し令和5年5月30日から施行する。

5 本規約は、一部を改正し令和7年5月19日から施行する。

別表 1

(協議会委員)

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宮津市長

南丹市長

京丹波町長

国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

気象庁 京都地方气象台長

京都府危機管理部理事

京都府建設交通部長

京都府南丹土木事務所長

京都府中丹東土木事務所長

京都府中丹西土木事務所長

京都府丹後土木事務所長

京都府大野ダム総合管理事務所長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長

別表 2

(幹事会)

福知山市 市長直轄組織 危機管理室長

舞鶴市 市長公室 危機管理室長

綾部市 市長公室 危機管理監

宮津市 総務部 消防防災課長

南丹市 総務部 危機管理対策室長

京丹波町 総務課 危機管理室長

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 流域治水課長

気象庁 京都地方气象台 防災管理官

京都府 建設交通部 砂防課長

京都府 南丹土木事務所 河川砂防課長

京都府 中丹東土木事務所 河川砂防課長

京都府 中丹西土木事務所 河川砂防課長

京都府 丹後土木事務所 河川砂防課長

京都府 大野ダム総合管理事務所 管理課長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長代理

京都府由良川圏域減災対策協議会 広域避難部会 規約

(名称)

第1条 この会議は、由良川圏域減災対策協議会規約第6条第1項に基づき「由良川圏域減災対策協議会（以下「協議会」という。）」内に設置する「広域避難部会（以下「部会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 部会は、由良川下流域において大規模水害時に住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、関係機関が連携して広域避難計画を検討するとともに、課題解決に向けた取組みを着実に推進することを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を部会に求めることができる。

(会議の公開)

第4条 部会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

(部会資料等の公表)

第5条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、京都府危機管理部災害対策課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和7年5月19日から施行する。

別表 1 (部会委員)

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宮津市長

京丹波町長

京都府 危機管理部理事

(オブザーバー)

国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

京都府 建設交通部長

京都府二級圏域減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の10に基づき「京都府二級圏域減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、伊佐津川、志楽川、大手川、福田川、野田川、竹野川、川上谷川、佐濃谷川、筒川、宇川、その他二級圏域の京都府が管理する二級河川における堤防の決壊、越水等に伴う大規模な浸水被害や土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に備え、国、府、市町村等が連携して、減災のための目標を共有しハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより 施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生することを前提として、社会全体でこれらに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会の委員の同意を得て、必要に応じて「別表1」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、「別表2」の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて「別表2」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水や土砂災害による災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難行動、的確な水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、重要水防箇所の共同点検等の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、会議の検討結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会の庶務を行うため、京都府建設交通部砂防課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 1 本規約は、平成29年5月31日から施行する。
- 2 本規則は、一部を改正し平成29年12月18日から施行する。
- 3 本規則は、一部を改正し令和5年5月30日から施行する。

別表 1（協議会委員）

舞鶴市長
宮津市長
京丹後市長
伊根町長
与謝野町長
気象庁 京都地方気象台長
京都府建設交通部長
京都府中丹東土木事務所長
京都府丹後土木事務所長
（オブザーバー）
国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

別表 2（幹事会）

舞鶴市市長公室 危機管理室長
宮津市総務部 消防防災課長
京丹後市 危機管理監
伊根町 総務課長
与謝野町 防災安全課長
気象庁京都地方気象台 防災管理官
京都府建設交通部 砂防課長
京都府中丹東土木事務所 河川砂防室長
京都府丹後土木事務所 河川砂防室長
（オブザーバー）
国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所 流域治水課長